

長野県告示第149号

長野県医学生等修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号）の一部を次のように改正します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

題名を次のように改める。

長野県医学生修学資金貸与規程

第1条中「又は歯学」を削り、「又は長野県」を「、長野県」に、「若しくは県立病院の医師又は歯科医師」を「又は県内の公立病院若しくは公的病院（以下「へき地医療機関等」という。）の医師」に改め、「へき地医療確保修学資金及び保健所等医療確保修学資金」を「医学生修学資金」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 この規程において「へき地医療機関等」とは、次に掲げるものとする。

- (1) へき地医療対策実施要綱（平成13年5月16日付け厚生労働省医政発第529号厚生労働省医政局長通知）に規定するへき地診療所又はへき地医療拠点病院
- (2) 保健所条例（昭和39年長野県条例第34号）に基づく保健所
- (3) 長野県立病院条例（昭和41年長野県条例第57号）に基づく県立病院
- (4) 市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合、日本赤十字社又は長野県厚生農業協同組合連合会が設置した病院

第3条中「在籍する者」を「おいて、医学を専攻する学生」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を備えたもの」を「将来県内のへき地医療機関等の医師として勤務しようとする者」に改め、同条各号を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 修学資金の貸与の額は、月額20万円とする。ただし、知事が特に認める場合は別に定める。

第7条中「長野県医学生等修学資金貸与申請書」を「長野県医学生修学資金貸与申請書」に改める。

第9条第2項中「長野県医学生等修学資金貸与決定通知書」を「長野県医学生修学資金貸与決定通知書」に改める。

第11条第2項中「長野県医学生等修学資金交付請求書」を「長野県医学生修学資金交付請求書」に改める。

第16条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、」を削り、「当該各号のア又はイ」を「次の各号のいずれか」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 大学を卒業した日から1年以内に医師となつた後（卒業後引き続いて医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受ける者にあつては、当該臨床研修終了後）、直ちにへき地医療機関等において業務に従事し、当該従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間（以下「貸与期間」という。）の2分の3に相当する期間に達したとき。

(2) 前号に規定する従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

第16条第2項中「へき地医療確保修学資金の」を削り、「前項第1号のア」を「前項第1号」に、「の3分の2」を「を貸与期間の2分の3」に、「の修学資金の貸与額に相当する返還債務」を「で

除して得た数を返還債務に乗じて得た額」に改め、「次項において同じ。」及び同条第3項を削り、同条第4項中「前各項」を「前2項」に改め、「及び在職期間」、「又は保健所」及び「又は歯科医師」を削り、「へき地医療機関若しくは保健所」を「へき地医療機関等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「、第2項又は第3項」を「又は第2項」に、「長野県医学生等修学資金返還免除申請書」を「長野県医学生修学資金返還免除申請書」に改め、同項を同条第4項とする。

第17条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「取消された」を「取り消された」に、「取り消し」を「取消し」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 医師の免許を取得した後、引き続き臨床研修を受けているとき。

第17条第1項第3号中「へき地医療確保修学資金の被貸与者が医師又は歯科」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) へき地医療機関等の業務に従事しているとき。

第17条第2項中「長野県医学生等修学資金返還猶予申請書」を「長野県医学生修学資金返還猶予申請書」に改める。

様式第1号中「長野県医学生等修学資金貸与申請書」を「長野県医学生修学資金貸与申請書」に、

「 下記のとおりですから、長野県医学生等修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号）によるへき地医療確保修学資金を貸与してください。 」

を

「 下記のとおりですから、長野県医学生修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号）による修学資金を貸与してください。 」

に、

「 ふりがな
氏名 男 女（歳） を
年 月 日生 」

「 ふりがな
氏名 （歳） に、
年 月 日生 」

「 申請理由（卒業後の就業等についての意見を含む。）

続柄	氏名	年齢	職業、勤務先、地位	年収	現住所
家		歳		円	
族		歳		円	
の		歳		円	
状		歳		円	
況		歳		円	
		歳		円	

を

申請理由（卒業後の就業等についての意見を含む。）

に改める。

様式第2号中「へき地の医療機関、保健所又は県立病院の医師（歯科医師）」を「へき地医療機関等の医師」に、「長野県医学生等修学資金」を「長野県医学生修学資金」に改める。

様式第3号中「長野県医学生等修学資金貸与決定通知」を「長野県医学生修学資金貸与決定通知」に、「殿」を「様」に、「長野県医学生等修学資金貸与規程」を「長野県医学生修学資金貸与規程」に改める。

様式第4号中「長野県医学生等修学資金貸与規程」を「長野県医学生修学資金貸与規程」に改める。

様式第5号中「長野県医学生等修学資金交付請求書」を「長野県医学生修学資金交付請求書」に、「長野県医学生等修学資金貸与規程」を「長野県医学生修学資金貸与規程」に改める。

様式第6号中「長野県医学生等修学資金返還債務免除申請書」を「長野県医学生修学資金返還債務免除申請書」に改める。

様式第7号中「長野県医学生等修学資金返還債務履行猶予申請書」を「長野県医学生修学資金返還債務履行猶予申請書」に、「へき地医療機関又は保健所等」を「へき地医療機関等」に改める。

様式第9号中「長野県医学生等修学資金貸与規程」を「長野県医学生修学資金貸与規程」に改める。

附 則

この告示による改正後の長野県医学生修学資金貸与規程の規定は、平成18年4月1日以後に長野県医学生修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前にへき地医療確保修学資金の貸与決定があった者については、なお従前の例による。

医務課

長野県告示第150号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、同法に規定する医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成18年3月30日

名 称	所 在 地	指定年月日
佐久市国保浅間総合病院	佐久市岩村田1862-1	17. 4. 1
木曾みたけ診療所	木曾郡木曾町三岳6434-7	17.11. 1
のぞみ薬局	茅野市ちの3386	17.11. 1
宮澤医院	安曇野市明科中川手 3760番地 6	17.11.24
金井医院	松本市里山辺3083	18. 1. 1
蔵の町薬局	須坂市須坂1420-19	18. 1. 1
大町市国民健康保険八坂診療所	大町市八坂987番地 1	18. 1. 1
大町市国民健康保険美麻診療所	大町市美麻11810番地イ	18. 1. 1
会営いな薬局	伊那市大字伊那部1262-1	18. 1. 4
赤い屋根のさかい薬局	伊那市大字伊那1260番地 1	18. 1.30
軽井沢のぞみ薬局	北佐久郡軽井沢町 大字長倉2419-11	18. 2. 1
やまだ小児科クリニック	松本市大字新村542番地 1	18. 2. 2
横西産婦人科	松本市島立2992-1	18. 2. 2

シンビ堂薬局ミヨタ	北佐久郡御代田町馬瀬口 堰添1743番地 1	18. 2.16
医療法人保健同人田中病院	伊那市大字伊那部3193番地	18. 3. 1
柴田薬局	飯田市銀座4-10-3	18. 3. 8
酒井医院	岡谷市本町2-1-2	18. 3.10

保健予防課

長野県告示第151号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関から、その指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成18年3月30日

名 称	所 在 地	辞退年月日 発生年月日
酒井医院	岡谷市本町2-1-2	13. 8.10
のぞみ薬局	茅野市ちの3386	17.10.31
宮澤医院	安曇野市明科中川手 3797番地	17.11.23
かいえい蔵の町薬局	須坂市須坂1420-19	17.12.31
八坂村国民健康保険診療所	北安曇郡八坂村987番地 1	17.12.31
美麻村国民健康保険診療所	北安曇郡美麻村11810番地イ	17.12.31
東部クリニック	東御市田中193番地	18. 1.24
山田小児内科医院	松本市大字笹賀7490番 2	18. 2. 1
医療法人保健同人会田中病院	伊那市大字伊那4884	18. 2.28
武石村診療所	小県郡武石村大字下武石 771-1	18. 3. 5

保健予防課

長野県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫		
1 施行者の名称 飯山市		
2 都市計画事業の種類及び名称 飯山都市計画下水道事業 飯山市公共下水道（木島処理区）		
3 事業施行期間 平成4年2月10日から 平成21年3月31日まで		
4 事業地 (1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし		

水環境課生活排水対策室

長野県告示第153号

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第8条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定をします。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

1 指定希少野生動植物（3種、5亜種及び2地域個体群）

(1) 種の指定

種及び亜種の名称	指定の理由
タカネキマダラセセリ (北アルプス亜種)	亜高山帯のイワノガリヤスが生育する草原の極めて限られた地域に生息するもので、個体数が著しく少なく、かつ、採集圧等によりその個体数の減少が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
タカネキマダラセセリ (南アルプス亜種)	亜高山帯のイワノガリヤスが生育する草原の極めて限られた地域に生息するもので、個体数が著しく少なく、かつ、採集圧等によりその個体数の減少が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
クモマツマキチョウ (南アルプス・ハケ岳連峰亜種)	高標高地の河川敷及び渓流沿いの草地、荒地等に生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、荒地の森林化、採集圧等によりその個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ミヤマシロチョウ	亜高山帯の草原、牧場、渓流沿い等に生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、草原植生の遷移、高原の開発、採集圧等によりその個体数が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ミヤマモンキチョウ (浅間連山亜種)	森林限界以上の高山草原にのみ生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、草原植生の遷移、採集圧等によりその個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
オオルリシジミ	里山から高原までにかけての陽当たりの良い草地、堤防の土手、あぜ等に生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、草原植生の遷移、採集圧等によりその個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も継続した活動が期待されるため。
オオイチモンジ	主に亜高山帯の渓流沿い、山腹等に生息するもので、個体数が著しく少なく、かつ、採集圧等によりその個体数の減少が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
タカネヒカゲ (ハケ岳亜種)	森林限界以上のハイマツ帯のガレ場に生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、採集圧等によりその個体数が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。

(2) 地域個体群の指定

地域個体群の名称	指定の理由
ヒメヒカゲ (岡谷市・塩尻市個体群)	里山周辺の草地から高原までにかけての陽当たりの良い草地に生息するヒメヒカゲのうち、分布情報が明らかな最も主要な生息地の個体群であるが、個体数が著しく少なく、かつ、草原植生の遷移、採集圧等によりその個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
チャマダラセセリ (木曽町開田高原個体群)	草の背丈が低く裸地がのぞくような草地及び森林の伐採跡の草地等に生息するチャマダラセセリのうち、分布情報が明らかな最も主要な生息地の個体群であるが、個体数が著しく少なく、かつ、草原植生の遷移及び採集圧等によりその個体数が著しく減少しており、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。

2 特別指定希少野生動植物（1種及び1亜種）

(1) 種の指定

種及び亜種の名称	指定の理由
ミヤマシロチョウ	亜高山帯の草原、牧場、渓流沿い等に生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、草原植生の遷移、高原の開発、採集圧等によりその個体数が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
タカネヒカゲ (ハケ岳亜種)	森林限界以上のハイマツ帯のガレ場に生息するもので、個体数が既に少なく、かつ、採集圧等によりその個体数が特に著しく減少しており、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。

環境自然保護課

長野県告示第154号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

第3条第4号のウを同号のエとし、同号のイの次に次のように加える。

ウ 環境調和向け

第6条第3項中「財團法人長野県中小企業振興公社企業再生支援センター（以下「企業再生支援センター」という。）所長」を「長野県中小企業再生支援協議会支援業務責任者」に改める。

第11条第1項中「1.16」を「2.20」に改める。

別表の創業支援資金の項中「以下」を「以下。ただし、知事が特に認めるものについては、年1.50%」に改め、同表の新事業活性化資金の項中

地域活性化向け	次のいずれかに該当する者	設備資金	中小企業者及び小規模企業者	中小企業者及び小規模企業者	年2.00%	7年以内。ただし、知事が特に認めるものについては、12年以内	1年以内	5年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	1人以上の連帯保証人を要する。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。	保証貸付け
	1 商業環境の変化に対応して、商店街及び店舗の近代化又は活性化を図ろうとする者	運転資金	5,000万円	1,500万円	2.00%	7年以内。ただし、知事が特に認めるものについては、12年以内	1年以内	5年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	1人以上の連帯保証人を要する。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。	保証貸付け
	2 県産品の需要を開拓し、地場産業の活性化を図ろうとする者												
	3 観光需要に対応して、観光地の活性化を図ろうとする者												
	4 環境保全、公害防止のため、環境保全設備、公害防止設備又は産業安全衛生設備の設置、改造又は修理及び公害の発生源である工場の移転又は公害の被害者の土地、建物等を取得しようとする者で知事が特に必要と認めた者												
	5 障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする者												

を

地域活性化向け	次のいずれかに該当する者 1 商業環境の変化に対応して、商店街及び店舗の近代化又は活性化を図ろうとする者 2 県産品の需要を開拓し、地場産業の活性化を図ろうとする者 3 観光需要に対応して、観光地の活性化を図ろうとする者 4 障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする者	設備資金	中小企業者及び小規模企業者	中小企業者及び小規模企業者	年2.00%以下	7年以内。ただし、知事が特に認めるものについては、12年以内	1年以内	5年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	1人以上の連帯保証人を要する。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。	保証貸付け
		運転資金	5,000万円	1,500万円									
環境調和向け	次のいずれかに該当する者 1 製品における特定の化学物質の使用制限、再資源化のための製品回収に係る規制に対応するための研究開発、試験、生産設備導入等を行おうとする者 2 環境物品等の調達に対応するための研究開発、試験、生産設備導入等を行おうとする者 3 環境保全、公害防止のため、環境保全設備、公害防止設備又は産業安全衛生設備の設置、改造又は修理及び公害の発生源である工場の移転又は公害の被害者の土地、建物等を取得しようとする者で知事が特に必要と認めた者 4 自ら使用する事業所における吹付け石綿の除去を行おうとする者 5 既設の産業廃棄物の最終処分場の延命化を図ろうとする者	設備資金	1億5,000万円	3,000万円	年2.00%以下	10年以内。ただし、知事が特に認めるものについては、13年以内	2年以内。ただし、知事が特に認めるものについては、3年以内	7年以内	1年以内	分割返済	必要に応じて徴する。	1人以上の連帯保証人を要する。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。	保証貸付け
		運転資金											

に改め、同表の再生支援資金の項中「企業再生支援センター」を「長野県中小企業再生支援協議会」に改める。

ビジネス誘発課

長野県告示第155号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和41年長野県告示第591号）の一部を次のように改正し、平成17年度の補助金から適用します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

第11中「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

別表の公共事業の項中「(1) 基盤整備促進事業」を「(1) 元気な地域づくり交付金に係る基盤整備促進のうち農業生産基盤整備」に、「長野県土地改良管

理指導センターの診断指導」を「水土保全強化対策事業に係る土地改良施設の診断・管理指導」に、

農村振興基本計画作成事業	農村の総合的な振興を図るために、地域住民等の参加の下、地域の将来像及び施策の基本方針等の個性ある地域づくりを実現するために市町村が行う農村振興基本計画作成事業	同上	10分の5以内	
農村振興総合整備統合補助事業	1 実施計画策定事業 市町村が行う農村振興総合整備実施計画策定事業	同上	同上	
	2 市町村が農村振興総合整備実施計画に基づいて行う事業で次に掲げるもの (1) 農業生産基盤整備事業	事業費及び事務費	10分の6以内	10分の5以内

を

農村振興総合整備統合補助事業	1 実施計画策定事業 市町村が行う農村振興総合整備実施計画策定事業	同上	10分の5以内	
	2 市町村が農村振興総合整備実施計画に基づいて行う事業で次に掲げるもの (1) 農業生産基盤整備	事業費及び事務費	10分の5.5以内	10分の5以内

に、

(2) 農村生活環境基盤整備事業				
ア 農業集落道整備	農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備			

を

(2) 農村生活環境基盤整備				
ア 農業集落道整備	農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤に係る農道を補完し、農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備並びに土地改良施設の管理等に供する連絡道の整備			

に、

エ 農村公園施設整備				
農業者等農村居住者の健康増進又は憩いの場等としての児童公園、運動公園、緑地、多目的広場等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の整備				
オ 農業近代化施設等用地整備	農業近代化施設用地その他の公共施設用地等に供するものの整備			
カ 集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な施設の整備			
キ 水辺環境整備	農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化、生態系保全及び修景に配慮した施設の整備、親水広場等の新設又は改修			
ク 緑化施設整備	公共広場、公共施設等の周辺環境の美化を図るために修景施設及び生態系保全に配慮した施設等の整備			
ケ 地域資源利活用施設整備	地域資源を利活用して農業生産の補完及び生活環境の改善を図るために必要な施設の整備			
コ 集落環境管理施設整備	農業集落単位での環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設及びこれに附帯する施設の整備			
サ 地域資源リサイクル基盤整備	農村地域における有機性資源等の処理、再利用等の施設及びこれらに附帯する施設の整備			
シ 公共施設補強整備	農林水産省所管に係る助成等をもつて整備された公共施設のうち、安全性の確保のために必要な補強			
ス ライフライン収容施設整備	農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公共施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、			

- 農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の整備
- セ 土壤環境整備
耕土等の出入り防止施設等の整備
- ソ 住民参加促進環境整備
総合整備事業等で整備する施設の維持管理等への地域住民の参加を促進するため、地域住民による簡易な生活環境施設の整備に対して行う支援
- (3) 農村交流基盤整備事業
- ア 農村交流施設整備
都市との交流の場の創設に必要な空間やスポーツ施設等の整備
- イ コミュニティ施設整備
農業経営及び農村生活の改善、農村居住者の健康増進等又は都市住民との交流を推進するための多目的に利用される建物及びこれに附帯する施設の整備
- ウ 集落農園整備
ほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な整備であつて次のいずれかの事項を内容とするもの
- (7) 市民農園整備促進法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの
- (4) 集落農園開設の用に供する農用地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの
- (9) (7)又は(4)に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備
- エ 歩行者専用遊歩道整備
農村居住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の整備
- オ 情報基盤施設整備
農村地域の情報化社会の創出に資する公共施設の維持管理、行政、農業生産等の情報管理を行うための情報基盤の整備
- カ 移動通信施設等基盤整備
移動通信施設等に係る基盤の整備
- キ 施設環境整備
公共施設及び農林水産省所管に係る助成等をもつて整備された施設の高齢者・障害者の利用に資るために必要な改修
- ク 景觀保全整備
文化的・歴史的景觀の保全を図るために必要な施設の整備
- ケ 歴史的土地改良施設保全整備
歴史的土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備
- コ 魚道整備
河川の生態系の保護等適正な下流放流量を確保するための魚道の新設又は改修
- (4) 特認事業

を

「

- エ 農業施設等用地整備
ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設に供する用地の整備
- オ 集落防災安全施設整備
集落の防災安全のために必要な農業用排水路、農道等の農業施設と関連する施設の整備
- カ 自然環境・生態系保全施設整備
土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設の整備並びにその周辺環境の美化を図るために修景施設の整備
- キ 地域資源利活用施設整備
農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む。）して農業生産の補完等を行うための施設の整備
- ク 施設補強整備
農林水産省所管に係る助成等をもつて整備された農業施設に対して行う安全性の確保のために必要な補強
- ケ 住民参加促進環境整備
総合整備事業等で整備する施設の維持管理等への地域住民の参加を促進するため、地域住民による簡易な生活環境施設の整備に対して行う支援
- コ 地域農業活動拠点施設整備
農業生産活動、農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備
- サ 集落農園整備
ほ場整備その他の農用地の改良又は保全のため必要な整備のうち、次のいずれかに該当するもの
- (7) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とする整備
- (4) 集落農園開設の用に供する農用地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とする整備
- (9) (7)又は(4)に附帯して都市との交流のために必要な施設の整備
- シ 情報基盤施設整備
土地改良施設等の維持管理及びこれに関連する情報の伝達に必要な施設並びにこれらに附帯する施設で緊急時の情報伝達

に必要なものの整備

ス 施設環境整備

農林水産省所管に係る助成等をもつて整備された農業施設に係る高齢者及び障害者の利用に資するために必要な改修

セ 歴史的土地改良施設保全整備

歴史的土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備

(3) 特認事業

に、「同上 10分の5.5以内 同上」を「同上 10分の10以内 10分の10以内」に、

(1) 農業生産基盤整備

ア ほ場整備

イ 農業用排水施設整備

ウ 農道整備

エ 農用地開発

オ 農用地の改良又は保全

カ 農用地管理保全

(2) 農村生活環境基盤整備

ア 農業集落道整備

イ 営農飲雜用水施設整備

ウ 農業集落排水施設整備

エ 農業施設等用地整備

オ 集落防災安全施設整備

カ 自然環境・生態系保全施設整備

キ 地域資源利活用施設整備

ク 農業施設補強整備

ケ 地域農業活動拠点施設整備

コ 集落農園整備

サ 情報基盤施設整備

シ 農業施設環境整備

ス 歴史的土地改良施設保全整備

セ 集落土地基盤整備

ソ 市町村創造型整備

を

1 農業生産基盤整備

(1) ほ場整備

農用地につき行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う整備

(2) 農業用排水施設整備

農業用排水施設の新設、廃止又は変更

(3) 農道整備

農道、農道橋、索道、軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更

(4) 農用地開発

農地及び草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいう。）の造成（農用地間の地目変換、埋立及び干拓によって農用地を造成する事業を含む。）並びにこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更

(5) 農用地の改良又は保全

(1)から(4)までに掲げるもののほか、農用地の改良又は保全のために必要な整備

(6) 農用地管理保全

遊休農地解消実践活動により3年以内に活用の見込みのあることとなる農地を対象とした整備

2 生活環境整備

(1) 農村生活環境基盤整備

ア 農業集落道整備

農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備並びに土地改良施設の管理等に供する連絡道の整備

イ 営農飲雜用水施設整備

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雜用水施設の整備

ウ 農業集落排水施設整備

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持若しくは農村生活環境の改善を図るために汚水、汚泥若しくは雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設及びこれに附帯する施設の整備又は改築

- エ 農業施設等用地整備
ほ場整備等により創出された非農用地の整備及び農業施設に供する用地の整備
- オ 集落防災安全施設整備
集落の防災安全のために必要な農業用排水路、農道等の農業施設と関連する施設の整備
- カ 自然環境・生態系保全施設整備
土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設の整備並びにその周辺環境の美化を図るための修景施設の整備
- キ 地域資源利活用施設整備
農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む。）して農業生産の補完等を行うための施設
- ク 施設補強整備
農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設に対して行う安全性の確保のために必要な補強
- ケ 地域農業活動拠点施設整備
農業生産活動、農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備
- コ 集落農園整備
ほ場整備その他の農用地の改良又は保全のため必要な整備のうち、次のいずれかに該当するもの
- (7) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とする整備
- (イ) 集落農園開設の用に供する農用地の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とする整備
- (ロ) (7)又は(イ)に附帯した都市との交流のために必要な施設の整備
- サ 情報基盤施設整備
土地改良施設等の維持管理及びこれに関連する情報の伝達に必要な施設並びにこれらに附帯する緊急時の情報伝達に必要な施設の整備
- シ 施設環境整備
農林水産省所管に係る助成等をもって整備された農業施設に係る高齢者及び障害者の利用に資するために必要な改修
- ス 歴史的土地改良施設保全整備
歴史的土地改良施設の歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設機能の維持又は向上及び安全性の確保のために行う緊急に必要な補強工事並びにこれらと一体的に整備する必要がある施設の整備
- セ 集落土地基盤整備
ほ場整備事業その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業であつて、次のいずれかに該当するもの
- (7) 非農用地捻出に必要な範囲内において、農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域（以下、「農用地区域」という。）以外の区域の農用地をいう。）について、その性格にかんがみ農用地区域内農用地の整備水準との差ができる限り設けて行う事業
- (イ) (7)と一体的に整備することが必要な農用地区域内の農用地を対象とする事業
- (2) 山村居住環境基盤整備
- ア 集落林道整備
林道を補完する集落林道であつて、森林整備や林業生産活動に供するとともに山村の生活環境の改善に資するものの整備
- イ 用水施設整備
林業経営及び集落の用水に必要な施設の整備
- ウ 林業集落排水施設整備
林業経営及び集落におけるし尿及び雑排水を集合して処理するために必要な施設の整備
- エ 排水施設整備
林業経営及び集落における排水に必要な施設の整備
- オ 公共施設等基盤整備
平地に乏しい山村の特性にかんがみ、地域林業の発展、山村の生活環境の改善及び活性化に必要な基盤整備のうち、次のいずれかに該当するもの
- (7) 公共施設基盤整備
山村の生活環境の改善に資するための市町村、森林組合等の団体が管理する集会場、研修施設等の用地の整備
- (イ) U J I ターン者用住宅基盤整備
林業従事者の定住促進に資するための市町村が管理するU J I ターン者用の住宅の用地の整備
- (ロ) 自然エネルギー利活用施設基盤整備
自然エネルギーの利活用を図るための市町村が管理する自然エネルギー利活用施設の用地の整備
- カ 融雪施設整備
積雪地域における林道及び集落林道の冬期の通行の確保を図るために必要な施設の整備
- キ 林業集落内健康増進広場整備
林業集落において林業従事者等の健康増進のために必要な広場の整備
- ク 林業集落内防災安全施設整備
林業集落の防災安全のための施設の整備
- ケ 森林利用施設整備
山村地域の森林資源を活用し、都市と山村との交流促進を図り、地域林業及び山村の活性化に資するための整備のうち、次のいずれかに該当するもの
- (7) アクセス林道整備